

佐賀県告示第196号

海岸保全区域の指定（昭和33年佐賀県告示第192号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月17日

佐賀県知事 古川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を、次のとおり指定する。					海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を、次のとおり指定する。				
有明海沿岸					有明海沿岸				
海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域
略					略				
芦刈海岸	下古賀地区海岸	社搦地先海岸	起点	<u>小城郡芦刈村大字下古賀字牟田搦1242番地</u>	芦刈海岸	下古賀地区海岸	社搦地先海岸	起点	<u>小城市芦刈町大字下古賀字牟田搦1242番地</u>
	永田 "	南里 "	終点	" 大字永田字南里搦3053番地		永田 "	南里 "	終点	" 大字永田字南里搦3053番地
			延長	<u>4,180米</u>				延長	<u>4,117米</u>
			区域の幅	堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50米、水面の方向へ50米（久保田海岸保全区域と接する部分については、 <u>芦刈町と久保田町</u> の境界までとし、二級河川の福所江及び一級河川の六角川の河川区域を除く。）				区域の幅	堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50米、水面の方向へ50米（久保田海岸保全区域と接する部分については、 <u>小城市と佐賀市</u> の境界までとし、二級河川の福所江及び一級河川の六角川の河川区域 <u>並びに福所江漁港区域（永田地区に限る。）</u> を除く。）

略

略